

規制の事前評価書（要旨）

政策の名称	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案(仮称)に基づく農林地所有権移転等促進事業を行う場合の農地法の特例	
担当部局	農林水産省食料産業局再生可能エネルギーグループ 電話番号：03-6744-1508	
評価実施時期	平成25年10月	
規制の目的、内容及び必要性等	農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に当たっては、農山漁村の有する食料供給や国土保全の機能が損なわれることのないよう、農林地等の適切な利用の調整が行われることが必要。その際、再生可能エネルギー発電設備の整備に必要な土地の確保と併せて農林地の集約化を行うため、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案(仮称)(以下「本法案」という。)において、市町村が中心となって所有権移転等促進計画を作成し、複数の地権者に係る農林地等の権利移転を一括して処理する制度を創設。 一方、農地又は採草放牧地の権利移動のためには、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく農業委員会の許可が必要。本法案に基づく所有権移転等促進計画は、農業委員会の決定を経て定められることから、同計画の定めるところにより権利が移動する場合は、農地法第3条第1項の規定を適用除外とすることが適当。 法令の名称・関連条項とその内容 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案(仮称)附則第5条による農地法(昭和27年法律第229号)第3条(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)第1項第9号の次に1号を加える改正	
想定される代替案	想定できる代替案なし	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	新たな遵守費用は発生しない。	—
(行政費用)	新たな行政費用は発生しない。	—
(その他の社会的費用)	新たな社会的費用は発生しない。	—
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	ベースラインは、「本法案による農地法第3条第1項第9号の次に1号を加える改正を行わないこと」。 農地の所有権等を持つ者にとっての便益は、行政書士に申請を依頼した場合の費用で推計。行政書士への申請依頼費用は平成22年行政書士報酬額統計調査の最頻値3万円/件、1地域当たり地権者数は他法令における類似事業の平均値3.4名、地域数はほ場整備率が全国平均以上の18道県において毎年1件、平均を下回る29都府県で毎年2件ずつ行われるものと仮定。 このとき、本法案の見直しを行うまでの5年間に於いて生じると見込まれる便益は以下の通り。 3万円×3.4名×(18+29×2)地域×5年=3,876万円 農業委員会の便益は、農地等の権利移動の許可申請を個別に農業委員会に行う必要がなくなることで、1件当たり約4万円と試算される農業委員会の経費により推計すると以下の通り。 4万円×3.4名×(18+29×2)地域×5年=5,168万円	—
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	規制の費用は、遵守費用、行政費用及びその他の社会的費用ともに新たに発生しない。 規制の便益は、所有権移転等促進計画に位置付けられた農地の所有権等を持つ者が、農地法第3条第1項に基づく農地等の権利移動の許可申請を農業委員会に行う必要がなくなるため、本法案の見直しを行うまでの5年間に於いて、9,044万円と推計される。 このほか、農地等の権利移動に係る手続の迅速化や、再生可能エネルギー発電設備の整備と農地等の集約化が地域にとって望ましい形で行われるという便益もあり、全体として費用より便益が上回る。	
有識者の見解その他関連事項	—	
レビューを行う時期又は条件	法律の施行後5年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	
備考	本法案と同様に、農林地等の権利移転を促進する計画制度においては農地法第3条第1項を適用除外としている法律は以下の通り。 ・ 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号) ・ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号) ・ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)	